

議案第85号

令和6年度富士見市下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和6年度富士見市下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第2条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり追加する。

（単位：千円）

事 項	期 間	限 度 額
富士見市公共下水道事業経営戦略改定業務委託	令和6年度から 令和7年度まで	13,453

令和6年11月26日提出

富士見市長 星野光弘

提案理由

令和6年度富士見市下水道事業会計予算を補正する必要が生じたので、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出します。

債務負担行為に関する調書

(追加)

事 項	限度額	前年度末までの 支払義務発生(見込)額		当年度以降の 支払義務発生予定額		左の財源内訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	国庫補助金	企業債	他会計 負担金	その他
富士見市公共下水道事業経営戦略改定業務委託	千円 13,453	—	—	令和6年度から 令和7年度まで	千円 13,453	千円 —	千円 —	千円 —	千円 13,453